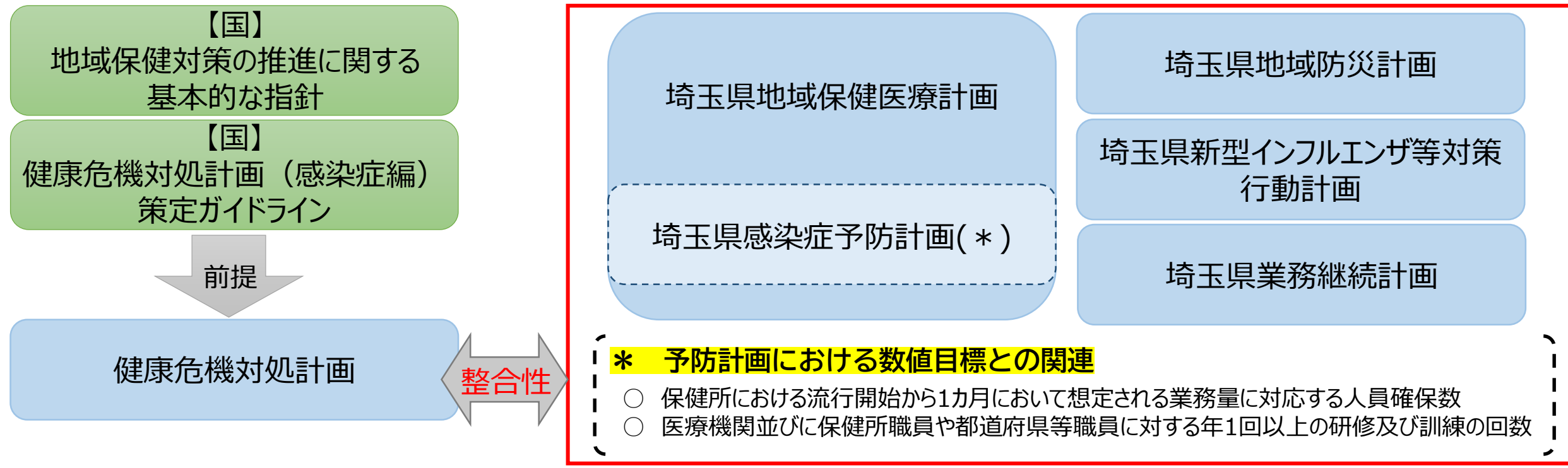


## ■ 健康危機対処計画の策定スキーム



## ■ 健康危機対処計画の主な記載事項

- 健康危機のフェーズ（発生初期、拡大期など）に応じ、以下の内容を記載
  - ・業務量・人員数の想定
  - ・人材確保と育成に関する事項
  - ・保健所の組織体制に関する事項
  - ・保健所業務に関する事項
  - ・関係機関との連携に関する事項
  - ・情報管理及びリスクコミュニケーションに関する事項
- 保健所の既存のマニュアル等を、COVID-19対応を踏まえた見直し・整理するなどして健康危機対処計画としても差し支えない

# 予防計画における保健所の人員確保数の数値目標

保健所における流行開始から1か月間において想定される業務に対応する人員確保数

## ■数値目標と考え方

|        | 人員確保数 | R5年度当初の定数との差分 |       | 人員確保数 | R5年度当初の定数との差分 |
|--------|-------|---------------|-------|-------|---------------|
| 南部保健所  | 51人   | 11人           | 狭山保健所 | 89人   | 14人           |
| 朝霞保健所  | 77人   | 19人           | 加須保健所 | 36人   | 6人            |
| 春日部保健所 | 53人   | 6人            | 幸手保健所 | 47人   | 7人            |
| 草加保健所  | 55人   | 10人           | 熊谷保健所 | 63人   | 9人            |
| 鴻巣保健所  | 56人   | 10人           | 本庄保健所 | 31人   | 6人            |
| 東松山保健所 | 34人   | 6人            | 秩父保健所 | 30人   | 6人            |
| 坂戸保健所  | 38人   | 6人            | 県保健所計 | 660人  | 116人          |

## ■数値目標の考え方

A.以下のとおり配置人数を設定した。

①第3波で確保した実績をベースに、配置人数を管内人口で調整

②交代勤務を行わざるを得ない場合でも運営可能となる6人を配置人数の最低人数に設定

B.職員の配置に当たっては、通常業務を縮小し感染症対応を円滑に遂行できるよう、配置方法や期間について配慮する。

C.実際に発生した感染症の性状や保健所業務の状況を踏まえ、必要な場合には、更なる配置・派遣を行う。

D.配置・派遣に当たっては、第一種感染症指定医療機関を管内に有することを勘案する。

# 策定スケジュール

